

キャリアガイダンスⅠ 学習指導案 (2005年 1月 25日)

第24回	実施日：2月7日(月)	場所：1年次各HR	授業形態：一斉
主 題：研究調査活動と著作権			
本時の指導目標 1 著作権の概要を理解する。 2 研究調査および結果報告において、収集した情報に関連する著作権の処理（引用等）について理解する。			
時間	指 導 内 容	学 習 活 動	準備・留意点など
導入 5分	・「著作権」について考えてみよう」を配布する。 ・「著作権学習資料（抜粋）」を配布する。	・「著作権」について考えてみよう」を受け取る。 ・「著作権学習資料（抜粋）」を受け取る。	
展開1 25分	・配布済み資料にて、研究発表までの日程を確認する。 ・「著作権」について学ぶ意義を伝える。→「1. はじめに」 中学校でどのくらいの生徒が「著作権」を学んだか？ 社会の情報化の進展 安易な複製の横行（中国などでは大きな問題に） 知的財産権を保護する必要性 文化的活動を阻害する要因を排除しなくてはならない ・著作権の概要を伝える。→「2. 著作者と著作物」 ※この部分は深入りせずざらっと扱う。 著作物と著作者の定義 著作者人格権と財産権としての著作権の違い 著作権の種類（簡単に） ・例外措置→「3. 著作権の例外措置」 私的複製（拡大解釈は禁物！） 学校での利用（特例はあるものの、財産権の侵害につながると違法になる） 収集した情報は原則として引用による利用を行う	・著作権についての認識を述べる ・中学校で著作権について学んだ生徒に挙手してもらう。 ・場合によって、どのようなことを学んだか話してもらう。 ・著作権の所在を身近な例で答える 自分も著作者になることがある。 届け出をせずとも著作権は発生。 使用許諾を得ることがポイント。 ・身近な事例を思い出して答える MD メディア等の価格には、私的利用によるコピーの対価が含まれる。	
展開2 10分	・研究発表における留意点→「4. 調査研究活動と著作権」 3月の発表会までに行う調査研究での留意点を指導。 特に「引用」の成立要件を確認させる。 「引用」による著作物の利用の実際を指導する。	・どのような場面で引用が必要であると思うか答える。	
まとめ 5分	・著作権を尊重することはこれからの社会の常識になる。 ・調査活動における著作権の知識は大学でも社会でも重要。		
提出物・ワークシート（次回に提出でも構わない）			
実施後の反省点・その他			

添付資料③ー3「総合的な学習の時間における実践」
CGワークシート25

「著作権」について考えてみよう」と「著作権学習資料（抜粋）」を参考に、次の空欄に適当な文章を入れてみましょう。

1. 著作権の必要性
著作権を守らない
→ 著作物が勝手に（ ）され（ ）が得られなくなる
→ 得られるはずの（ ）がなくなる
→ 著作者の（ ）がなくなる
→ 社会において（ ）活動が停滞する
2. 著作権の種類
著作権は、大きく（ ）と（ ）に分けられる。通常、著作権という場合は（ ）のことを指す。
（ ）は譲り渡すことができないが、（ ）は譲り渡せる。たとえば、ピカソの描いた絵画が売買されるとき、（ ）はピカソに属すが、（ ）はピカソに属さない。
3. 著作権の発生と消滅
著作権が発生するのは（ ）で、消滅するのは（ ）である。したがって、こどもの作文は書いた瞬間に著作権が発生し、たとえ生徒の書いた作文でも先生が断りなしにコンクールに応募してはならない。また、夏目漱石（1867-1916）の書いた「吾輩は猫である」の著作権はすでに消滅しているため、それを無断で公開しても構わない。
4. 学校での著作権
学校の授業で使うために、担任の先生や生徒が著作物を無断でコピーすることは、著作権の例外措置として許されている。
しかし、英会話学校やパソコンスクールは（ ）を目的としているのでこの措置は適用されない。
自分の授業で使う資料を、授業を担当しない人にコピーさせることはできない。
また、先生がコピーでき（ ）授業においてのみで、他の先生がそれを借りて自分の授業に使うことはできない。
無断で行うコピーは（ ）の部数でなくてはならず、生徒の保護者用に増し刷りをすることなどは許されない。
（ ）されしていない著作物の無断コピーは授業で使用する場合も許されない。
無断でコピーできる場合でも（ ）を明示しておく必要がある。
5. 著作物の引用
インターネットや書物から得られた情報を自分の研究発表で利用する場合は、引用という手続きが必要になる。このとき、次のようなことに気を付けなくてはならない。
・（ ）に合致していること。
・引用の（ ）があること。
・引用部分と自分の著作部分が（ ）されていること。
・自分の著作物と引用した著作物との（ ）関係が明確であること。
・（ ）が明示されていること。

組	番	氏名

添付資料③ー3「総合的な学習の時間における実践」
CGワークシート25（解答例）

「著作権」について考えてみよう」と「著作権学習資料（抜粋）」を参考に、次の空欄に適当な文章を入れてみましょう。

1. 著作権の必要性
著作権を守らない
→ 著作物が勝手に（コピー）され（利益）が得られなくなる
→ 得られるはずの（創作意欲）がなくなる
→ 著作者の（創作意欲）がなくなる
→ 社会において（文化的な）活動が停滞する
2. 著作権の種類
著作権は、大きく（著作者人格権）と（著作権（財産権））に分けられる。通常、著作権という場合は（著作権（財産権））のことを指す。
（著作者人格権）は譲り渡すことができないが、（著作権（財産権））は譲り渡せる。たとえば、ピカソの描いた絵画が売買されるとき、（著作者人格権）はピカソに属すが、（著作権（財産権））はピカソに属さない。
3. 著作権の発生と消滅
著作権が発生するのは（著作物を作ったとき）で、消滅するのは（著作者の死後50年）である。したがって、こどもの作文は書いた瞬間に著作権が発生し、たとえ生徒の書いた作文でも先生が断りなしにコンクールに応募してはならない。また、夏目漱石（1867-1916）の書いた「吾輩は猫である」の著作権はすでに消滅しているため、それを無断で公開しても構わない。
4. 学校での著作権
学校の授業で使うために、担任の先生や生徒が著作物を無断でコピーすることは、著作権の例外措置として許されている。
しかし、英会話学校やパソコンスクールは（営利）を目的としているのでこの措置は適用されない。
自分の授業で使う資料を、授業を担当しない人にコピーさせることはできない。
また、先生がコピーでき（自分の）授業においてのみで、他の先生がそれを借りて自分の授業に使うことはできない。
無断で行うコピーは（必要限度内）の部数でなくてはならず、生徒の保護者用に増し刷りをすることなどは許されない。
（公表）されしていない著作物の無断コピーは授業で使用する場合も許されない。
無断でコピーできる場合でも（出所）を明示しておく必要がある。
5. 著作物の引用
インターネットや書物から得られた情報を自分の研究発表で利用する場合は、引用という手続きが必要になる。このとき、次のようなことに気を付けなくてはならない。
・（公正な慣行）に合致していること。
・引用の（必然性）があること。
・引用部分と自分の著作部分が（区別）されていること。
・自分の著作物と引用した著作物との（主従）関係が明確であること。
・（出所）が明示されていること。

組	番	氏名